

助成申請における設備・備品の区分概要

設備:明確に建物または敷地の構造の一部として扱われるものを設備とします。

(※税法上の減価償却資産の耐用年数表「建物」「建物附属設備」に準じて区分けをしております)

区分	構造・用途(下記の修理・修繕を含む)
設備	建物および構築物(門、塀、浄化槽等) 電気設備(電灯用配線施設及び照明設備、蓄電池設備等)、給排水設備、ガス設備、エレベーターなどの昇降機設備、消火・排煙設備、火災報知器、格納式避難設備、冷暖房等空調設備、衛生機器器具設備、床・壁・天井等内装

消火・排煙設備について:消火栓設備、スプリンクラー、排煙設備、防火シャッター、自動火災報知設備(受信機・発信機・中継器・表示灯・地区音響装置・感知器で構成)等は設備です。消火器、火災報知器は備品となります。

防犯装置について:オートロック、防犯カメラ連動オートロック等は設備です。防犯カメラは備品となります。

エアコンについて:建物物内に設置したダクトを通じて広範囲に空調する形式のもの(建築物に一体化されたダクトでつなぎ、1台の室外機で複数の室内機を稼働するタイプ)は設備です。上記以外の天井埋め込み形・壁掛け形・床置き形・天吊り型の家庭用または業務用ルームエアコンは備品となります。

ガス設備について:建物建築中に施工されるガスタンクやガス配管等は設備です。一般的な家庭用ガス給湯器はガス機器として備品になります。

車両について:車両は本来設備ではありませんが、特例扱いとして設備の枠内で審査をいたします。

備品:(設備を除き)1年以上の長期にわたり使用または必要とするものを備品とします。

(※税法上の減価償却資産の耐用年数表「器具および備品」に準じて区分けをしております)

区分	構造・用途
備品	電気機器、ガス機器、事務機器、電話設備、通信機器、音響機器、什器・家具、寝具、移動用具(自転車、車いす等)、運動用具、家庭用品、絵本、玩具、等

〔注意事項〕

一般的に〇〇設備と呼ばれるものであっても、上段の設備に該当しないものは備品として扱いますのでご注意ください。(例:防犯カメラは一般的に防犯設備と呼ばれますが備品となります)

物置・倉庫について:大きさを問わず備品です。(建造物としての倉庫は設備となります)

〔備考〕

設備と備品の区分けがわからない場合は、一旦設備として申請してください。当財団において区分けをしたうえで審査をいたします。

以上